

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

- ✓ 最大200万円の販路開拓等補助

IT導入補助金

- ✓ 最大350万円のITツール導入補助
(別途PC等の購入も支援)

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

の御案内です

詳しくは裏面

ものづくり・商業・サービス補助金

- *赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。
- *グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

*補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

*補助上限額と補助率：
右表参照

*開始時期：10次公募（2月中旬に公募開始予定）からの実施を予定

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
通常枠		1/2（※2）
回復型賃上げ・雇用拡大枠（※3）	750万円、1,000万円、1,250万円	2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

（※1）従業員規模により異なる（※2）小規模事業者・再生事業者は2/3（※3）給与支給総額を年率平均1.5%以上増加かつ事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象

持続化補助金

- *赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。（（成長・分配強化枠）最大200万円、補助率原則2/3（赤字事業者の場合には3/4））
- *後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。（（新陳代謝枠）最大200万円・（インボイス枠）最大100万円、補助率2/3）

*補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

*補助上限額と補助率：
右表参照

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 （成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠 （賃上げ（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象）や事業規模の拡大）	200万円	
新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者の新たな取組）	200万円	
インボイス枠 （インボイス発行事業者への転換）	100万円	

*開始時期調整中

IT導入補助金

事業承継・引継ぎ補助金

*インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。

*補助対象：ITツール※、PC、タブレット、レジ等
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

*補助上限額と補助率：
ITツール ~ 50万円（補助率3/4）
50~350万円（補助率2/3）
PC、タブレット等 10万円（補助率1/2）
レジ等 20万円（補助率1/2）

*開始時期調整中

*事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

*補助対象：
・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等
・事業引継ぎ時の専門家活用費用等
・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等
*補助上限額と補助率：
（補助上限額）150万円～600万円
（補助率）1/2～2/3

*開始時期調整中

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）
- ・持続化補助金：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（03-3501-2036）
- ・IT導入補助金：中小企業庁 経営支援部 経営支援課（03-3501-1763）
- ・事業承継・引継ぎ補助金：中小企業庁 事業環境部 財務課（03-3501-5803）

コロナの影響で 売上げが減少している 皆様へ

事業復活支援金のご案内

事業復活支援金

- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

の御案内です

詳しくは裏面



事業復活支援金

* 2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

* 対象者 : 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 給付額

＞ 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

＞ 算出式 : 給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、
「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※1の売上高}) - (\text{対象月※2の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月の
いずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

* 開始時期 : 所要の準備を経て、申請受付開始予定

お問い合わせ先 : 現在準備中

資金繰りに お悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内

資金繰り支援

- ✓ 政府系金融機関の
実質無利子・無担保融資
を年度末まで実施
- ✓ 資本性劣後ローン
を来年度も実施
- ✓ 伴走支援型特別保証を上限引上げ
のうえ、来年度も実施

の御案内です

詳しくは裏面

資金繰り支援

- * 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の申込期限を年度末まで延長します。
- * 資産査定上「資本」とみなせるため、民間金融機関の支援が受けやすくなる日本政策金融公庫による資本金性劣後ローンを来年度も実施します。
- * 金融機関の伴走を条件に保証料が引き下がる伴走支援型特別保証を、利用上限額を引き上げたうえで、来年度も実施します。

○政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

- * 対象者 : 新型コロナの影響で、売上が減少した中小企業
(小規模個人▲5%/小規模法人▲15%/その他▲20%)
- * 開始時期 : 受付中 (期間を今年度末まで延長)
- * 無利子上限 : 日本政策金融公庫 (中小) 3億円、(国民) 6,000万円
商工組合中央金庫3億円
- * 無利子期間 : 当初3年間
- * 貸付期間 : 運転資金15年以内、設備資金20年以内
- * 据置期間 : 最大で5年

○日本政策金融公庫による資本金性劣後ローン

- * 対象者 : 新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- * 開始時期 : 受付中 (来年度も実施)
- * 融資上限 : 日本政策金融公庫 (中小) 10億円、(国民) 7,200万
- * 貸付期間 : 5年1か月、7年、10年、15年、20年
※元本については、期限一括償還

○伴走支援型特別保証

- * 対象者 : 新型コロナの影響を受け、売上が15%以上減少した中小企業で、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者。
- * 開始時期 : 受付中 (来年度も実施)
- * 融資上限 : 6,000万円 (現在は4,000万円。令和4年2月より引上げ。)
- * 保証料 : 原則0.2%
- * 保証期間 : 最大で10年
- * 据置期間 : 最大で5年

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)